

養護施設におけるグループホームの生活体験が 児童の生活史にもたらしたもの

—体験者のインタビューを通して—

An Account of the Influence of Residential Home Life on a Child

—Via the Interview—

渡辺 利子*

Toshiko Watanabe

菊池 義昭**

Yoshiaki Kikuchi

はじめに

本稿の目的は、社会福祉法人興望館養護施設杓掛学荘が1955年から3年間にわたって所在地の長野県軽井沢とは別に東京の興望館本部で「さざんかの家」と称して試みた児童7名、保母1名の小グループによる養護形態が、ファミリー・グループ・ホーム実践として位置付けられるかを検討するとともに、この「さざんかの家」での生活が、生活の主体者であった児童にとってどのようにとらえられ、かつその後の生活の中でどのように意味付けられたかを明らかにすることにある。このことは、一方的にグループホーム形態の生活が他の施設形態、——大舎制や中舎制、小舎制——と比較して、単純に有効であるかどうかを論ずるためのものではない。むしろ「さざんかの家」というグループホーム形態の生活の中で展開する人間関係の密度や生活体験の質、地域の人々との関係性、さらには生活史全体からの意味を主体者側の視座に立って評価することが、養護施設における生活の内実を実証的に検討することにつながると考えたからである。

きっかけは杓掛学荘の元施設長藤野氏の40年に渡る養護実践をインタビューする機会に恵まれ、これまで、興望館の75年の沿革史には、公

式には記載されていなかった「さざんかの家」の存在が明らかになったことにある。氏は「さざんかの家」が試行された3年間、住込みで7人の子どもたちと生活をともにしている。後年、その時の児童の一人が氏に次のように語った。「さざんかの経験が自分の誇りになっている。それがなければ自分は支えられないというか、自分のルーツを否定しては生きられなかったし、自分の精神的な支えだったようです。」この言葉は養護施設で生活せざるを得なかった一人の人間にとって、人生のなかで施設生活自体が、個人の存在を支えるものとなり得たことを示唆する重要な発言と筆者らは解釈したのである。そして、こうした体験者の人生の原点となった「さざんかの家」での生活のいとなみが子どもに何を保障したかを検証することでその意味を見極めたいと考えたからである。

ところで、筆者らは、別稿で藤野氏の養護実践の到達点と養護理念の形式過程を明らかにしようとした。その際のインタビューで、当然のことながら氏の養護観にふれている。ここで、藤野氏の社会福祉実践者としての姿勢を理解するためにその一端を紹介しておく。仕事に就て間もない頃を振り返り「私はこの小さな学生ズボンに干すということがとても幸せで、光栄に思えたんですね。なぜ私のような者が…。こう

やって子どもたちの世話をさせてもらえることが嬉しかったんです。」と語っている。その後、興望館が試みた「さざんかの家」を担当し、子どもたちと築き上げた「生活」が、その後の氏の養護観に影響を与え、「前面受容」という養育理念として結実していく。そして現在、藤野氏は「子どもの気持ちに土足で入らない。わからないときは遠慮しちゃう。本当に1メートルも2メートルも遠慮しちゃう。わからないときに突き進むというのは怖いから、今も時々間違えていることがあるかもしれないんです。」と語っている。

児童中心主義が養護理念の中核をなすものであることは当然のことではあるが、そのことが実際に養護の現場でどのように実現されているか、現場で言われる「子どもと向き合う」とは何をもってそう言うのか。そう考えた時、「子どものために」という前に「子どもと共にある」ことに喜びを見出し、理解するために子どもの心に踏み入る前に見守る謙虚さを持つ姿勢は筆者らにとって養護観の転換を迫るほどのものであった。

藤野氏にとって、このような養護理念と実践を確固たるものにした原点が「さざんかの家」での“生活”にあったようである。こうした藤野氏の理念や実践をいわゆる「職人芸」として賞賛するのではなく、その実践がなし得たものを丹念に掘り起こし、養護施設の生活が子どもと職員の間でどのように形成されていくかを考察する観点から、本稿をまとめることにした。

1 グループホーム制度と調査研究の流れ

全国の養護施設において、施設分園型グループホームを有するのは、平成5年4月現在、534施設中43施設¹⁾となっている。施設によっては2つ以上を有しているものもあるため、実際の分園型グループホーム数はこれ以上といえる。

振り返って、グループホームが児童養護施策

の一環として取り上げられたのは、1971年9月の東京都児童福祉審議会の「児童収容施設特に養護施設における児童処遇の在り方について」(意見具申)が最初と考えられる²⁾。これ以降、1978年には「新しい社会的養護計画に向かって一 要養護児童をめぐるコミュニティ・サービス展開の方策一」(意見具申)が同審議会から出され、1982年になって、「東京都ファミリーグループホーム制度施行実施要綱(決定案)」が出されるに至り制度化されたといえる。しかし、本格実施は1985年4月1日を待たなければならなかった。

グループホーム制度実施の背景には、日本の社会福祉が課題としたノーマライゼーションの影響が大きな潮流としてある。加えて、ホスピタリズム論争以降、施設養護が課題とした家庭的養護の具現化、さらに複雑で多様な問題を抱えるために養育に困難性の伴う要養護児童の増加がある。これらへの対応として、集団をより縮小化し、家族的でかつ地域に根づいた生活体験の場としての新たな活路をグループホームに求めたといえる。

一方、日本においてグループホームが制度化される以前に、こうした形態がまったく見られなかったわけではない。養護施設形態の変遷からみて、明治時代の前期から中期にかけての「児童施設の誕生期」における施設の形態は、「地域において一般の家屋のもとで数名の子どもを少人数の大人によって、家庭的児童養護をおこなう」という点で、現在のグループホームと形態的に類似しているという指摘³⁾がある。

戦後をみると、東京育成園が1947年から7年間にわたって実験的試みとして展開した「新しい児童育成方式」は、児童7名に対して保母1名が一般家屋で生活するという形態において、また処遇ないようにおいて、現在のグループホームと共通するものがみられる⁴⁾。その他、飯田氏(資生堂社会福祉事業財団委託学術研究1986)によると、熊本慈愛園ホームが1952年より、美深育成園が1952年2月から1961年11月ま

で、こうした養護形態を先駆的に試みていたと述べている。

しかし、日本におけるグループホーム実践が、社会的養護の一メニューとして制度の中に確立されてからは、実質的に10年を越えたところである。その間の調査研究については、グループホームの処遇特徴の分析⁴⁾、実践課題や実施要綱の検討⁵⁾、わが国におけるグループホームの歴史的展開の検証⁶⁾などグループホームの枠組みを模索するもの、諸外国におけるグループホームの制度や実践の紹介⁷⁾、および分園型グループホーム⁸⁾や里親型ファミリーグループホームの実践⁹⁾など現場の処遇を中心とした実践報告に分けることができる。こうした研究報告は、グループホームが家庭的養育機能の実現の場として持つ有効性や新たな処遇サービスのメニューとしての可能性を示唆しようとするものであり、非常に貴重ではあるがその数は決して多いとはいえない。また、生活主体者の立場から、その生活の質や人生への影響を考察したものは見あたらず、本稿はそれを補う試みとなるであろう。

2 方法と参考資料

本稿では、以上のことを踏まえ、まず、「さざんかの家」の実践がグループホーム形態として位置づけられるかどうかを検討する。そのため資料としては、興望館の協力を得て「さざんかの家」が試みられた当時の理事会記録、児童票、設計図等の提供を受け、また「さざんかの家」の全体像をより明確にするために不十分な点はインタビューで補うことにした。

次に、「さざんかの家」での生活体験や人間関係の経験が当事者にとって、生活史の中で、どのようなものとして受け止められ、現在にどのような影響を及ぼしているかを明らかにするために、担当者であった藤野氏と当時「さざんかの家」での生活体験を持つA氏（女性）への聞き取り調査を行った。藤野氏のインタビューは、計10時間に亘り記録したもののうちから該当

する部分を抜粋して使用した。また、別にA氏へのインタビューは計5時間に亘って行った。インタビュー方法は、グループホームでの生活がどのようなものと受け止められていたか、また、現在その生活体験を振り返ってどのように感じているかを中心に、自由に語る形式をとった。

ところで、こうした当事者の側からの視点で、かつ退所後の生活史の中でとらえた調査は養護施設研究の中では少ない。多くは在籍児童を対象としたものであり、調査研究方法としては、項目にしたがっての数量分析か、あるいは事例研究が多くを占めている。その要因としては事例追跡の難しさに帰するところが多い。とはいえ、若干ではあるがそれらを知る手掛かりとして「泣くものか」「続 泣くものか」などの作文集や体験集、あるいはアフターケアの追跡調査¹⁰⁾などがある。これらの中に施設生活体験者の経験自体が実践に対する重要な示唆を与え、かつ養護実践への評価や今後の方向に有効な示唆を読み取ることができる。

しかし一方で、個人の生活史の中のある特定の時期を対象とした事例を扱う場合、経験した者の主観的体験や意味付けと客観性・普遍性との葛藤が問題となる。この点については、施設生活を考えるとき、体験者である児童の側に立てば、施設生活自体が同時期に同条件、同環境、同グループで経験されたとしても、それぞれの児童にとってはあくまでも個人的体験であると筆者らは考える。よって、施設生活を前述の目的に沿って検証するためには、ある特定の枠組みを持って事例を切り刻むのではなく、体験者の個別性、主観性を尊重し、その内的世界で受け止められた事実を丹念に掘り起こし、かつ積み重ねていくことの中から、施設を生活の場とせざるをえなかった者の真の声や、それに関わった援助者のあり様を知ることが第一段階として必要であると考えた。そのため、オルポート（Allport, 1942）が提案した生活史記述方法、一総体的、主題的、編集的—の3つの主要な形式の中から主題的個人記録が、生活の特定の領域に強く焦点を当てて浮き立たせる役割を持つ

点¹¹⁾に注目し、本稿においてはそのような生活史研究の観点による考察を加えることが有効であると考えた。

プライバシーを配慮し、インタビューで語られた生活史の中で特に「さざんかの家」の生活に関わる部分を中心に抜粋していることをあらかじめ断っておく。

3 「さざんかの家」のグループホームとしての位置付け

1) 現行のグループホームの定義

「さざんかの家」の養護実践がグループホーム形態かどうかを検討する前提として、現行のグループホームがどのような目的、定義、設置基準のもとに実施されているかを概念する。東京都の根拠法令「東京都ファミリーグループホーム制度実施要綱（昭和60.9.17 60福児育第189号）の該当部分をまとめ表に示すと次のようになる。

この法令に先立ち、東京都児童福祉審議会は、1978年5月に「新しい社会的養護計画に向かっ

て一養護児童をめぐるコミュニティー・サービス展開の方策」を意見具申しているが、その中で、グループホームを「地域社会の独立家屋において、原則として一組の夫婦が、小人数の要養護児童を児童相談所と連携しつつ養護する社会的養護の一形態。」と定義している。

また、必要性の根拠として、「…ここ10年来の施設職員の労働条件の改善や、数の確保、また勤務形態の変化は、施設の近代化を著しく推進した反面、職員と児童の特定で深い人間関係を稀薄化したり、理論的にはともかく、実際問題としてとくに児童の側の実態として処遇の一貫性や個別性に欠ける一面を持つに至ったことも、各種調査にみられる事実である」と指摘している。

養護施設ハンドブック（全国社会福祉協議会養護施設協議会編 1990.pp371-372）では、「グループホームは地域社会のなかで小集団による専門的養護として位置づけられます。社会的養護の新たなメニューの1つとして考えられ、家庭の生活体験不足、歪んだ家庭生活を経験してきた児童に、より家庭に近い養

表1 「東京都ファミリーグループホーム制度実施要綱」概略

		グループホーム (施設分園型ファミリーグループホーム)	ファミリーホーム (里親型ファミリーグループホーム)
制度の目的		従来の施設養護と里親制度の中間的形態として、養護に欠ける児童に対し、望ましい養護形態を提供すること。	
定義	養護形態	養護施設が、その施設から独立した家屋において、入所児童の一部に対し養護にあたる。	一定の専門性を有する里親（里親登録者の中から指定）が、地域の独立した家屋において養護にあたる。
	定員	おおむね6名程度（1ホームあたり）	おおむね6名程度（1ホームあたり）
設置基準	環境	原則として市街地に存すること。	
	運営	施設と一体的な管理運営。	
	建物	施設の所有家屋または、施設の一部として認可を受けるもの。	
	設備	原則として児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第66号に準ずる	
	養育担当	児童指導員または保母の有資格者。原則として男女各1名の専任。	一定の要件を備えた里親登録者*別記の通り

- * (1) 養育家庭として2年以上登録し、同時期に2人以上の児童を受託し、養育した経験が1年以上あること。
- (2) 養育家庭として5年以上登録し、通算して5人以上の児童の受託経験があること。
- (3) 里母が保母又は児童指導員の資格を有し、児童入所施設等で、原則として2年以上の実務経験があること。

表2 海外グループホーム比較 「社会的養護の今後のあり方に関する研究 調査研究編」より 作成 堀川愛生園

	児童養育に関する基本理念とグループホーム	施設の小規模化、小人数化とグループホーム
アメリカ	家庭重視の基本理念がある。そこから止むを得ず離れる場合は、出来るだけ家庭生活近似の社会的養護の方法を先ず掘り起こし、それを推進し、従来の意味での施設は最後の最後にしようとする。	連邦補助金制度で、定員25名以上の公立施設には、1981年以降補助金の交付を停止。連邦法「養子縁組援助および児童福祉法、1980」の目的とするところは、主として次の4点である。 ① 必要な社会的養護への措置削減 ② 家庭代替的な児童養護の制度・方法の再統合の促進 ③ 要養護児童の養子縁組の推進 ④ 養護期間の短縮 つまり、家庭に近い環境で子供が養育されることを望ましいとして、その制度を整え、やむを得ない社会的養護に関しては、その期間をできるだけ短くするということである。問題点としては、家庭に対する必要なサービスをするための財源の欠如。
イギリス	「安定した幸福な児童は安定した幸福な大人となり、正常な家族を自らもつくるであらう。社会の安定性と継続性はその施設処遇体系としてはより家族の安定にかかっている。」社会的養護としての施設処遇体系には「普通の養護に近似した制度としての里親重視、施設処遇に対しては「普通の家庭なら」どうする」という視点があらゆるところで施設の現状批判の物差しとなっている。	コミュニティケアは「市街地から遠く離れた大規模収容施設」から養護児童を「地域の居住ホーム(residential home)に移すことを主眼として提起された概念」である所から、施設の小規模化、養護児童の小グループ化、さらに里親重視の現在の動向は必然のことであった。
西ドイツ	児童は本来家庭で養育されるのが自然であり、家庭から離れて生活をしなければならぬ児童も「養護施設」(Kinderheim)ではなくて、地域社会の一般家庭…それが里親家庭(Pflege Familie)であれ、養育家庭(Kinderhaus)その他であれ…で生活するのがあたりまえとなっている。	「福祉は、その地域で行われるのがあたりまえのことになっていくので、家庭から離れて暮らさなければならぬ子どもたちも、地域社会の子どもと一緒に遊び、一緒に登校している。」従って、彼等は一般住宅街の中の一戸建の借家に暮すか、アパートを借用して暮しているが、施設と地域社会施設の子どもと一般家庭の子どもという対立関係は全然存在しないか、最小限に止められているのである。
デンマーク	要養護児童は「まずファミリーケアすること」を原則とし、措置すべき家庭(施設ではない)を得る努力を担当ケアワーカーが盡くし、それが不可能な場合に限りのみ施設ケアに移す。	ノーマリゼーションの考え方から、施設の小規模化、養護児童の小グループによる処遇の方向を確実に達成している。 ニヤ・ミリュエ(near milieu)という考え方、物理的にも、人間関係的にも、地域的にもさまざま側面から見ると、クライエントの育った(育つべきであった)環境である家庭に一番近い環境条件の中で処遇するのが当然であり、短期で処遇を終結させるためにも効果的であると考える方が一般的になっている。
オーストラリア	「家庭は社会の荒波から個人を守り、のびのびとした憩いを与える場所である。また、個人は、家庭という生活の場を通して、地域社会、家へとつながるものである」として、家庭の機能や価値を重視している。	「子どもはできるだけ通常の地域内生活へもどすべきだ」という原則の一般的定着により、政府は大規模施設ケアからファミリーグループホーム型の小規模ケアへの移行を決定した。これは社会福祉の地域化政策(regionalization program)という注目すべき福祉政策の大転換となり、「対象者が自分の居住地域内から引き離されることなくサービスを受けられるよう、サービス機能の分散化を図る」ことを主眼とし、「ケアを必要とする子どもと親との接触を容易にすること、友人や住み慣れた地域から離れることによるデメリットを防ぎ、処遇効果を高めること」をねらいとして、ファミリーグループホームが一定地域に偏在しないように各地域へ適正な分散化を図ることになった。一方で在来型の養護施設の定員規模を、40~60名以下に引き下げると同時に施設構内小舎も小人数グループホームによる処遇にときり変えられて行く。グループホームへの移行は、自然必然のなりゆきであった。

育環境を提供し、そのなかで特定の職員との援助関係において、情緒的安定を図り、社会性、経済性など児童の成長発達を保障していくことにあります」と述べている。

参考までに諸外国の動向については、飯田氏らの行った「社会的養護の今後のあり方に関する研究 調査研究編（資生堂社会福祉事業財団委託学術研究）1986」における「海外のグループホーム比較」にまとめられているものを参照する。

これらを総合して、その目的・定義・基準は①地域性＝地域社会との交流、②家庭的環境＝疑似家族形態、日課や規則からの解放、日常生活体験の提供、③緊密な人間関係＝特定で継続的な人間関係の確保、小グループ化、情緒の安定、等がキーワードとして読み取ることができる。つまり、これらの内容が「さざんかの家」での実践に内包されていればグループホームといえる。そのことによって、「さざんかの家」の実践がグループホームとしてなし得た成果を実証できると考えたからである。

2) 「さざんかの家」の試行から終結までの経緯

興望館における「さざんかの家」は、1955年4月から1957年3月まで、興望館本部敷地内にあった元館長宅を使って「無認可在京養護事業」として試行した。施行された3年間の事業報告書（『昭和30年事業報告』『昭和31年事業報告』『昭和32年事業報告』）には、「四 事業経営の状況（一）児童福祉事業 □ 要保護幼児及学童養護育成」として「長野県杓掛学荘及東京興望館に於て、戦災引揚及一般孤児其他の要保護児童の養護育成。学童は町の小、中学校に通う。保母、看護婦、児童指導員が之等児童の生活及保護に当る。」（原文まま、傍線筆者記入）」と記載されている。

当時の中村和子館長が、新たな試みに踏み切った当初の趣旨が明記された記録は、現時点では見つかっていないが、その一端を知る資料として、長野県中央児童相談所長宛ての公文書（昭

和30年5月20日付）に「長野県委託児童を杓掛学荘より東京興望館にその居所を変更した件に就き」がある。内容を概略すると「長野県からの措置児童が、二度に渡る長期の病気療養のため、1年遅れて中学に入学することへの配慮、また再発の恐れを考慮して診療事業を併設する東京の興望館で療養することが適切であること、さらに、兄が杓掛学荘を退所後、東京で就職し興望館から通勤している点、加えて、東京都からの委託の女子3名、男子2名も、それぞれの事情のためにすでに東京にて養護していること、そのための職員は杓掛学荘から移動させた」旨が記されている。

こうした状況が生まれる背景として、当時の興望館杓掛学荘の事情を確認する必要がある。もともと、興望館は日本キリスト教婦人矯風会外人部関東部会の婦人宣教師によって1919年に「東京の下町にセツルメントを」の願いから設立され、1940年、軽井沢の現在の地に勤労青少年、児童の心身の健康増進を目的とし、また宗教的情操を養う場として杓掛学荘が開設された。まもなく第2次世界大戦の戦時色が濃くなり、1944年には、興望館本部のあった現在の墨田区京島周辺の出征軍人の母子および幼児学童の強制疎開のための疎開の家となった。そのまま1945年の敗戦を迎え、翌年に東京都、長野県認可の児童保護施設として疎開中の戦災孤児、海外引揚げ孤児、浮浪児の本格的な児童保護事業を開始し、1948年に長野県から養護施設としての認可を得ている。興望館杓掛学荘が現在のような東京都の措置児童のみになるのは1960年からであり、「さざんかの家」が試行された1955年当時は、長野県と東京都からの措置児童を扱っていた。

また、「さざんかの家」の在籍児童7名の措置理由からその必要性をみると、上記の児童は両親死別、他は戦災・引揚げ孤児、遺児、棄児、1名を除き東京都の措置児であった。こうした興望館杓掛学荘の事情および児童の入所理由から、①措置児童の入所理由（棄児・孤児など）にみる家庭的養護の必要性、②養護処遇上、興

望館の持つ他の機能（診療所・保育所）の活用、③東京出身児童のための家族調整（兄弟姉妹、親類等）の緊密化、④東京に就職した児童のためのアフターケアの拠点となる“生活の場”の必要性などが考えられる。

当時「さざんかの家」の運営については沓掛学荘の措置費がまわされていたことが『養護日計表（沓掛学荘）自昭和30年4月1日至昭和34年1月』に記録されている。しかし、実質的にはふたつの施設を運営することになり、経済的負担増という問題を抱えることになった。このことは施設監査でも児童施設最低基準との関連や措置費の適性支出の問題として指導されていた。こうした状況を打開するために、興望館は「さざんかの家」が養護施設として認可を受けるための改築補助金申請と認可申請の方針を打ち出した。しかし、結果は東京都からの助成金申請が却下され、廃止せざるを得なくなった。この間の東京都との交渉や事情を示す具体的資料や証言は得られていないが、関連資料を『議事録 理事会、評議員会』および『養護日計表（沓掛学荘）自昭和30年4月1日至昭和34年1月』、『30年度 養護』から抜粋し次系列にまとめると表3のようになる。

最終的に無認可養護事業としての「さざんかの家」の試みは、措置費と最低基準の問題によって廃止されたが、「さざんかの家」の機能の一つとして期待されたアフターケアの拠点とし

ての役割はその後も存続している。本稿には直接関連はないが、その点については、昭和35年評議員会記録中の『昭和35年度事業について 養護事業』に次のように記載されていることを参考までに紹介しておく。「卒業児の扱いには特に意を用い、興望館内に専用の部屋を設け、又、そのために職員をおき、休日には、心易く休養を出来るように心懸けている。」（傍線筆者）

3) 「さざんかの家」の処遇形態と児童構成

「さざんかの家」がグループホームの要件を満たしているかについては、まず居室形態から検討する。「さざんかの家」は東京の興望館本部の敷地内にあった元館長の自宅跡を使って試行された。設計図面（図1 さざんかの家平面図参照 388頁）でみると、「さざんかの家」の建物自体は一戸建ての家屋で、間取りは9.5畳と2畳の児童居室と台所があり、4.5畳の部屋に職員が住み込んでいた。9.5畳の居室は食事等をする居間としても使われていた。現在のグループホームの形態要件である本園から独立した家屋という点は、図面上でみると興望館本部（保育所、診療所、学童クラブ室）の建物と渡り廊下でつながっているために独立性が懸念されるが、渡り廊下に沿った中庭にはさざんかの木と鳥小屋があり、子どもたちは、構造的にも、生活意識上も、興望館本部とはまった

表3 「さざんかの家」の経緯

1955, 4	無認可在京養護事業「さざんかの家」開始	
5	長野県への事業説明と承諾	長野県中央児童相談所長宛て公文書 「長野県委託児童を興望館沓掛学荘より東京興望館にその居所を変更した件に就き」
1957, 7	措置費が支出内容が問題化	長野県より厚生省の指導により事務監査は特に措置費の適性支出に重点をおき指導監査する方針を打ち出される。
10	無認可在京養護事業を養護施設として申請決定	養護施設として補助金申請は、東京に於ける施設が未認可のため困難、よって養護施設の認可申請を理事会にて決定する。
1958, 2	廃止決定	在京養護児次年度に処置に尽き、東京都の予算に養護援助費なし、よって4月より廃止して沓掛学荘へ移動。長野県措置10名、東京都措置15名、計25名を定員とし長野県沓掛学荘にて継続することに決定。

く別個の独立した空間ととらえていた。

次に、「さざんかの家」の児童構成については、杳掛学荘の児童名簿（「疎開／保護／養護／利用者名簿－昭和18年度～50年度／生年月日、入所年月日、退所年月日、在籍期間－」）に含まれていたため、インタビューと照合してまとめた。それによると「さざんかの家」の在籍児童は7名、児童構成は幼児2名（男・女）、小学生2名（男・女）、中学生3名（男・女・女）の男女混合縦割り形態となっている。この定数と児童構成は、当時すでに興望館杳掛学荘の処遇方針として明文化された意図的なものであった。その裏付け資料として「さざんかの家」が試行される2年前の『昭和28年度 事業報告』に添付された「興望館杳掛学荘現状」の中の「事業状況」を原文のまま引用する。

児童の発育状況に就ては集団養育の弊害を最小限に止めたいとの強い念願を持ち、最高八名の児童と一名の保母が寝食・朝夕の生活を共にして、いよいよ個々の児童を知ることに努め、その特性に

必要なるものを満し、見失われようとする発芽の成長を助けて物質精神両面の安定感を与えることと同時に責任感と各自の自信を養う事に努力している。

また、同年の「児童福祉収容施設運営指導計画書」の児童構成記録をみても、その方針が守られていることがわかる。

さらに、同計画書の生活指導の項には、「…（略）…一日一回各室にて小人数の児童のみでの食事を取ることににより食事の際の礼儀とともに家庭的雰囲気を知らしめる」（傍線筆者）と記載されている。

これらの資料から、当時の興望館杳掛学荘の養護方針として次のことが確認できる。

- ① 集団養護の弊害を最小限にするための児童集団の適性人数規模（8名）の設定
- ② 男女混合縦割り構成
- ③ 児童の個別性の尊重、発達の保障、精神的安定
- ④ 単一の養育担当者による住込み形態
- ⑤ 家庭的雰囲気の体験

表4 「さざんかの家」在籍児童一覧

	性別	生年月日	入所年月日 (昭和)	退所年月日 (昭和)	さざんかの家 入所年齢(学年)	入所理由
1	男	27, 5, 30	30, 4, 10	43, 3, 31	3才(幼児)	置き去り児
2	女	25, 5, 25	27, 4, 7	42, 3, 30	5才(幼児)	不明
3	男	23, 1, 5	23, 1, 25	38, 3, 30	7才(小1)	棄児
4	女	20, 7, 15	25, 9, 15	36, 3, 31	10才(小3)	引揚孤児
5	男	19, 2, 4	22, 5, 1	34, 3, 30	11才(小6)	母就労
6	女	17, 12, 8	21, 10, 2	32, 3, 30	12才(中1)	引揚孤児
7	女	16, 1, 20	23, 7, 26	32, 3, 30	13才(中1)	両親死別

表5 昭和28年興望館杳掛学荘児童編成
(児童福祉収容施設運営指導計画書より抜粋)

寮舎名	児童構成(人数)	合計
もみの木部屋	高3男(1), 小6男(1), 小3(1)	4名
仲良し部屋	中3男(4), 中2男(1), 中1男(1)	6名
小鳥部屋	高2女(1), 中2男(2), 中1男(1), 小5女(1), 小4男(1), 小1男(1), 幼児男(1)	8名
光部屋	中3女(1), 中1女(2), 小6女(1), 小5女(1), 小2女(1), 幼児男(1), 幼児女(2)	9名
兎部屋	中2男(1), 中1男(1), 小6男(1), 小5男(1), 小3男(1), 小2男(1)	7名

当然「さざんかの家」もこうした養護方針の延長上で試行されたことが推察できる。

以上、「さざんかの家」は、処遇方針および形態において現在のグループホームの実施目的に共通するものをまさに実現しようとした試みであり、前述の同時期に試行された東京育成園の「新しい児童育成方式」と共通するものである。よって、筆者らは興望館の「さざんかの家」をグループホームと位置付けられると考えた。

4 インタビューの結果と考察

1) 担当職員にとっての「さざんかの家」

(1) 生活のいとなみ

「さざんかの家」の担当であった藤野氏にとって、「さざんかの家」での生活が氏の処遇観に与えた影響については、別稿「養護施設での養護実践の到達点－藤野泉先生の実践の内容と方法－」（菊池、渡辺、1994）の中で考察を加えている。そのため本稿では、後述する「さざんかの家」の体験者のインタビュー内容を補足する範囲で、生活の様子をまとめた。

まず、全般的な生活の流れについては、「毎日の生活は、朝起きて子どもたちと朝ご飯を食べて、それぞれ学校に出して、掃除や洗濯をし、11時前には事務所に出て伝票整理などの手伝いをし、午後は学童クラブを担当していました。小学生は学童クラブに入っていたので、学校から帰ると必然的に学童クラブにきました。夕方になると、私は夕飯の支度をし、そしてみんなと一緒にそこで眠るというような、今でいう働くお母さんの生活をしていました。」と語っている。当時の沓掛学荘の養護方針についてはすでに述べたが、「さざんかの家」に期待されたものは、それをさらに押し進めた疑似家族集団による家庭的処遇であった。よって日課や規則は作らず、「あくまでも、普通の家のように」という処遇方針が貫かれ、ゆえに、藤野氏の語る生活の流れからも日課の臭いはしてこない。ここで注目すべきは、日課や規則をな

くすことが普通の生活を実現することではなく、家庭生活を実現しようとするれば日課が必然的に排除されるということである。言い換えれば、意図されたことは「家庭生活の実現」であって、「日課をなくすこと」ではなく、処遇目的を本末転倒させていないということである。「さざんかの家」は「働くお母さんの家」であり、働くお母さんとそれぞれの子どもの生活リズムが、寄った縄のように絡み合っ一筋の生活の流れを作っていた。

役割分担についても、自然発生的に子どものなかで生まれたようである。「結構忙しいお母さんだったので、子どもたちが助けてくれた。意図的に決めたわけではないのですが、私が学童クラブのミーティングなどで夜遅くなってしまうと、必ず中学生が学校から帰ってから買い物をして、食事を作ってくれる。そして幼稚園の子どもがとことこミーティングの部屋のドアを叩いて、『食事できたよ』と会いに来るんで、みんなに羨ましがられました。その中学生の女の子が作った御馳走がまたおいしいんです。」「小学生のBちゃんが、『お世話になりました』とか言って、保育園に迎えに行ってくれます。迎えにきてもらった子は、小さいからお兄さんとは言えなくて『あんちゃん』という言い方をして、それがBちゃんは嬉しい…」こうしたエピソードに見られる役割分担は、家族の中のきょうだい役割に近いものである。そして、羨ましがられたり、おいしいと誉められたり、あんちゃんと慕われるといった自分の行為が承認されることで、「さざんかの家」での自己の存在の必要性を確認し、それが集団への帰属意識や関係の緊密化へつながった。

藤野氏は「さざんかの家」の生活を「目茶苦茶で、ちっとも整っていない生活」と評しながら、同時に「ひどく自由で、自然な家族的生活」とも語っている。「自然な生活」を垣間見ることのできるエピソードが多々ある。「…おやつのカンを下へ置いておくといっぺんになくなるので、棚の上に置いてあるんです。それを台をもってきて下へおろして、お友だちをいっぱい連れてきて縁側で食べてしまった…」「…私が『ちょっと郵便局へ行っ

てくる』と行っては、外へお茶を飲みに行き、それがばれてみんなに責められる…」「小さい子を寝かせてから中学生を連れて深夜映画を見にいく…」「お給料の入る日はみんなで、おいしいものを食べに行った…」「館長から『あなたが甘やかすからだ。』と子どもと二人で叱られて泣いたことも…。これらのエピソードの一つひとつは、確かに「目茶苦茶な生活」で「ひどく自由な生活」を連想させるが、一方では「際限がなく、これが施設生活か」という印象を持たせるものかもしれない。しかし、もしこうした疑問が起るとすれば、逆に「施設生活ではない」ことがどういうことを考えるヒントになる。どのような養護施設の生活の中にも、たとえ規則のある生活であっても、直接処遇職員であれば、日々の生活の関わりやエピソードを通して、子どもとの一体感や養護の喜びを実感できる経験を持っているだろう。しかし、集団が大きかったり、規則に縛られている場合、こうした経験は偶発性に任せざるを得ないし、けして多くを期待することはできない。「さざんかの家」は、「普通の家の生活」の整っていない自由で自然な部分を実現できる“場”として、そこに生活するそれぞれが生活自体を楽しむ“場”として存在していたことがわかる。

(2) 処遇計画および処遇観

「さざんかの家」の処遇計画等の記録は確認できなかったが、藤野氏の記憶では日誌と家計簿がつけられていた。また、職員会議に加え、中村館長からはスーパービジョンと理解できる内容の指導を受けていた。

中村館長の処遇方針は前述のとおり「あくまでも、普通の家のように」を基本にし、藤野氏は「食事の味付け、盛り付け、カーテンの色、洋服、掛ける絵の選び方まで、本物を選ぶセンス」を厳しく教え込まれた。こうした中村館長の指導を受けて、藤野氏は当時の処遇観について、「その頃の私はまだ若くて、ちゃんとした処遇論もまだ確立していない時」としながらも、「…おいしいと言ったら、お肉でも一番いいのを買って来てしまう。それに、施設の子はこの程度で生活する

ものだということがまったくない生活で、…(略)…私の価値観の最上のところだったんです」(傍線筆者)と述べている。中村館長から教えられた本物を選ぶセンスを子どもたちに対して本物を体験させることで伝えようとする姿勢と生活の質の保障が少なくとも処遇の中心にあった。

藤野氏は「さざんかの家」の生活を振り返り、「ただ子どもたちと暮らすことが楽しくて、…そうした生活の中で、施設ではない、普通の生活ができたということが嬉しかった」(傍線筆者)と養育者としての純粋な喜びを語っている。

2) 体験者にとっての「さざんかの家」

(1) 人生における「さざんかの家」の存在

インタビューに応じてくれたA氏(女性)は「さざんかの家」で中1から卒業までの3年間を過ごした。興望館沓掛学荘へは、両親死別のため小2で入所。入所と同時に病気のため虚弱児施設で小4までを過ごし、一旦は沓掛学荘に戻ったものの、半年後再発、小4の2学期に国立療養所入院。療養のため中学校入学が1学年遅れ、そうしたことを配慮してA氏に「さざんかの家」が勧められた。

A氏は、「さざんかの家」をそれまでの長期に渡る療養生活を通して、初めて安堵感を覚えた場と受け止めている。A氏にとって、虚弱児施設は「両親との死別の悲しみに加え、病気の為ではなく悪いことをした罰のせいで入れられたのではないか」という二重のステグマを背負わされた場であり、療養生活は限りない孤独と死に向き合うことを強いられた場であった。A氏は「初めてまとまった普通の生活ができて、子どもながらに一番幸せだった。『さざんか』という名字の一つの家で、私たちは皆きょうだいという感覚でいました。自分にとって安堵があった。」と開口一番に語った。さらに、「今までの人生の中で嫌なことたくさんあったけれど、『さざんか』の嫌なことは思い出せない。普通の家庭よりもいろんな経験を豊富にさせてもらったこと、中学に入っても貧しい家庭が多くて、帰ったら子守りをするとか、まともに学校にも行けないとか、そういう心配がなかつ

た」というA氏の言葉から、普通の家庭という実感に加えて、生活が保障されている安心感が基盤にあるということが読み取れる。

また、「さざんかの家」が、A氏にとって「普通の家庭生活が保障された場」であったばかりでなく、生活のレベルにおいて非常に高い質があったことを強調している。そのことについて「私が結婚して、回りの人に『良いお家のお嬢さんだったの』とよく聞かれたし、着物の販売をしていて、和服のセンス、人に接するときの言葉遣いを何時も褒められた。当時まだ皆の生活が苦しい時に、お嬢様のように育てられて、ピアノのお稽古もするし、手縫いの服を着せてもらったり、おいしい御飯をいつも皆で食べたとか、そういう生活が今の自分のセンスを生んだんだと思う」と語っている。A氏にとって「さざんかの家」の生活レベルがその後の人生において肯定的自己評価を得る根拠ととらえられている。おそらく自身の努力も含めて他の要因の影響もあろうが、“A氏にとって”「さざんかの家」での体験がこのように意味付けられているとすれば、その後の人生に与えた影響を自覚的に認識している現れと理解でき、「さざんかの家」の存在意義を現していると同時に、生活の質の高さが保障されることによって、施設生活に葛藤やスティグマがあるとしても、それを越えて心の回復に積極的に功献した存在になり得る可能性も示唆しているといえる。

(2) 生活のいとなみ

「さざんかの家」が始まるにあたっては、「なにしろ普通の家のようにしなさい」という方針で、子どもを含めての話し合いが持たれ、御飯はどうしようか…、と相談し合ったことをA氏は記憶している。このことは前述の藤野氏の証言と一致する。こうして興望館にとっては初めての養護形態の試みが、子どもにとっては「こうしなくちゃいけないということを恩着せがましく言われたことのない」生活として、職員と子どもの手探り作業の中でスタートした。

日常生活での規則はないが、役割については

子ども間で「上の子は食事、次の子はお掃除、下の子は鶏の世話係り」と決めていた。こうした役割分担は「施設でするみたいな感じはなかった」と語っている。その根拠として「わずかな人数の中で経験できた」ことをあげているが、加えて、疑似家族的意識が強く働いていたようである。「自分はお姉さんという立場で動いていた。先生を親と思って見ていて、自分をいつも守ってくれていると思うから。学校から帰ると自分はお姉さんだから、小さい子の宿題をみる。終わったらおやつをあげて、夕食の頃には先生の手伝いをして、…」という言葉から、信頼の持てる“親”としての職員の存在を中心とした疑似家族集団の中で、期待されている役割を自然に“お姉さん役”と意識したことがうかがえる。さらに「先生と一緒に献立を考えて、料理して、食べさせて、着替えの世話をして、それが楽しいのよね。ガヤガヤしながら。そうすると他人じゃなくなっちゃうのね。一緒に住んでいるのは自分の弟妹、勉強ができなきゃ心配するし。そうすると関係が濃くなって、濃くなればなるほど相手のことを思うのよね」。こうしたA氏にとっての家族的な生活体験が人間関係の緊密化につながり、“お姉さん役”の意識をさらに強化したといえる。つまり、家庭的雰囲気を通して集団への帰属感の強まりと関係性の密度から生まれる愛着の深まりが、「さざんかの家」の中での年長児としての立場性を意識させたと考えられることができる。

(3) 生活の質

次に、A氏が語る「生活レベルの高さ」については、ハードとソフトの面に分けることができる。ハード面では、自由に使える500円の小遣い、ピアノの稽古、英語の家庭教師、夏休みのアルバイトをあげている。小遣いについては、当時の生活訓練費は不明であるが、中学生にとっては自由になるお金としては高額であることから、算盤塾に通ったり、A氏のように250円を払ってピアノを習う者もいた。ピアノ、家庭教師、アルバイトを可能にしたのは、興望館の本部機能によるところが大きい。ピアノは興望館保育園の保育が習っている出張教授日に一緒に

習い、家庭教師は地域活動部のボランティアグループ（慶応大学ライチユース会）のメンバーが教え、アルバイトは乳児部と診療所で手伝いをし、アルバイト代も自由に使うことができた。こうしたことがA氏に「当時の普通の家庭より恵まれていて、中流以上の生活だった」と認識させ、前述の通りその後の人生の中で大きな意味を持ったばかりではなく、施設に在籍している間も自身のプライドの回復に役立った。現在の養護施設処遇でいえば、情操教育としてのピアノ、学習ボランティアの活用、自立援助の一環としてのアルバイト、と置き換えることもできるが、時代的背景を考慮すれば、すでに昭和30年にこうした試みがなされたのは、処遇水準の高さをもの語る根拠の一つということはもちろんながら、それを可能にした興望館の“生活文化に対する意識の高さ”に注目すべきであろう。

次にソフト面であるが、これは藤野氏の生活観による影響が大きい。ラジオからはクラシックの音楽が流れ、就寝時には子どもが眠るまで本を読むかお話を聴かせる生活があった。A氏が手作りのケーキや料理をジーと見て覚えたのもこの時である。部屋は藤野氏の趣味で可愛く飾られ、カーテンも綺麗な花柄が選ばれた。

こうした藤野氏から得た生活体験を、後にA氏は自身の家庭生活を持った時にそのまま実行し、子育てをする際には、童謡を聴かせ、就寝時には本を読んだという。それはA氏にとって「そうされたことがとても良かったから、自分もそうしたいと思った」家庭生活や子育てのイメージが、「さざんかの家」の生活で育まれたということである。施設で長期に生活した児童の中に、退所後「どう生活してよいかわからない」「結婚しても家庭のイメージが持てない」等の不安の声を多く耳にする。施設生活において自立援助の一環としての生活経験をどう持たせるかと考える時、単に社会的経験の不足を補い、基本的な生活習慣の獲得や食事作り、金銭教育等の経験回数によって熟達するものだけでなく、児童自身が受け入れたいと思う生活モデルを提示し、

それが自分の生活を組み立てるイメージとして土台にあることの重要性をA氏の言葉から読み取ることができる。そのために、生活文化として、より質の高いモデルを提示できることが処遇者側に求められていると言えよう。

ところで、こうした「さざんかの家」の生活の中で、A氏にとって最も印象深い思い出は、藤野氏との買い物であった。「お母さんと家族って感じてした。沓掛学荘にいた時は、親子で買い物をしている姿を見ると羨ましかった。『学荘の子』って有名だったから、心の中で悔しいから自分に『何言ってんのよ。親が早く死んだだけじゃない。』と言い聞かせていた。でも、かっぽう着で、買い物籠をさげた藤野先生と、一緒に手を繋いで町を歩けたことで『私もお母さんと一緒に歩けるんだ。一生無いだらうと憧れていた姿ができた。』と思うと心から嬉しかった」と回顧している。A氏のこうした思いは、施設に入所している児童が普遍的に持っている「家族への憧憬」と共通するのではないだろうか。A氏にとって「最も印象深い思い出」は「何でもないこと、普通のことなんだけれども、ずっと小さい頃から遠くで見ていたこと。そういう経験がなければわからない。とても大きいことだった。」のである。このことは、養護施設の処遇における“家庭的養護”の根本に、子ども自身が確信できる人間関係の緊密さとそれを“生活体験を通して実感できる喜び”が重要であることを示唆しているのではないだろうか。

A氏は「さざんかの家」の生活を振り返って「私にとって血の繋がりはないけれども、一つの家庭、ハイレベルな家庭だったと思う。喧嘩もしたし、怒りもしたし、先生はたくさん泣いたことがあるんじゃないかと思う。本当の親子だったらそうですよね。それを実際にしてくれたということは、いい家庭だったと思います。」とまとめている。A氏のインタビューを通して一貫して読み取れることは、「さざんかの家」がA氏の人生にもたらした意義は、ハイレベルな生活体験にも増して、大人との基本的愛着関係を機軸とした疑似家族集団の中で体験した「当たり前な生活」にあったといえる。

(4) 藤野氏からの影響

前述した通り、藤野氏がA氏に与えた影響をA氏自身も強く認識している。A氏にとっての藤野氏は「することなすことを見ていた」対象であり、「子どもは親を見て育つ。私は藤野先生を見て育って良かった。私にとっての一番の鏡」「女性というよりももう一つ上の憧れの人」こうした言葉のニュアンスから母親像として、また女性像としての同一化の対象であったことがうかがえる。

A氏の目に藤野氏のキャラクターは、「あくせくせず、こせこせせず、本当に温和で、おっとりした先生。『なるようになるわ』という感じで困った様子は見せず、かえって私たちが困っているんじゃないかと察するくらいのおおらかな先生」と映っていた。

生活場面でも「本当に先生の態度はちっとも変わらなかった。私たちが『私の子ども』と言って、叱る時も、噛み砕いて話をするから、先生に心配かけて悪かったと思うような言い方だった」。こうした藤野氏の存在に対し、一方で、厳しく強いお父さんのイメージを持った中村館長の存在があった。中村館長が子どもを叱ると、それを庇って一緒に叱られる藤野氏に優しいお母さんの姿を見たA氏は、「藤野先生大変だな、かわいそう。困らせたくない」と思ったという。ここでは、母性性や父性性の役割が必要であると単純に結論付けるのではなく、職員間での円滑かつ明確な役割分担とチームワークを発揮することが子どもに与える影響を考察することが重要であろう。

次に、「さざんかの家」における藤野氏の存在を『さざんかの家』の関わりの深さは、ああい場所を作ってくれたことにもあるけれど、先生としてではなく、お母さんとして接してくれたから、私たちが良い思い出しか残っていないんじゃないか。ああい先生が先生になってくれたことの影響が大きかった」とA氏は語っている。この言葉から職員の資質が養護形態を越えて重要な要因であると結論付けることは一面的で危険かもしれない。むしろ、こうした処遇形態が可能にする家

庭的養護や処遇内容の特性を十分に認識し、最大限に活用するために職員に求められる専門性を明らかにすることが重要と思われる。しかし、仮にA氏の藤野氏に対する絶大なる信頼感の根拠になるものを特定することで、専門性の一端を考察しようとするのは安易である。それは“共に生きる”セツラーとしての藤野氏の処遇観、生活の質の豊かさ、母性性、愛着の充足など様々な要因の相互作用として「さざんかの家」の養護実践が存在したと理解すべきであるからである。また“逆もまた真なり”という方程式が成立するとは限らないことを現場の職員はよく知っている。そこに基本的信頼関係を形成する難しさがある。このインタビューを通していえることは、A氏の藤野氏に抱く基本的信頼関係の太い絆を伝って、同一化の対象としての藤野氏の価値観や生活様式が伝播したのではないかということである。

(5) 学校生活と地域生活

「さざんかの家」内の生活がA氏にとって快適であったように、学校生活についても、それまでのような『杣掛学荘の子』と差別されるのが嫌で、裏道を通って学校へ行った」という思い出はない。『私たちは恵まれていて、学校でも、目立っていませんし、お友達もたくさんいましたし、先生たちにも声を掛けられて…。藤野先生は授業参観にもよく来てくれて、学校の先生も藤野先生のことを良く言ってくれて、学校の先生がよく『さざんかの家』に来てくれていました』こうした担任の先生の職員に対する信頼感は、職員がすすんで学校に出向き、またクリスマス会に招待する等の積極的な関係作りの中で生まれた。学校の先生と養育者の信頼関係は子どもの学校生活に反映する。子どもの社会的ネットワークをサポートするものにしていくためには、子ども自身の力もさることながら、施設職員の責任として果たす役割が大きい。

同様に地域との関わり、いわゆる“近所付き合い”についても『さざんか』という名字の家という感じのお付き合いで、『さざんかの〇〇ちゃん』と呼ばれて、行きつけの八百屋さんや魚屋さんがあっ

て、興望館のことを近所の人は知っていたから、『安くてたくさんあるもの』と言うと『こんなのが今日はあるよ』って言ったり、おまけしてくれたり…」と地域の人々と興望館の関係性の上に「さざんかの家」の地域との関わりが成り立ち、子どもたちは“施設っ子”という差別感やスティグマを負うことなく生活することができていた。「さざんかの家」の地域生活は、興望館がセッルメントとして果たしてきた実績によって地域住民と結ばれた信頼関係が土台にあったといえる。このことは、改めて言うまでもないが、養護施設が、子どもたちの生活を支えるために、地域社会や関係機関とのネットワークを作り上げ、施設自体が、地域に“開かれた存在”であり、地域の人々に“認知された存在”であることが重要であることを例示的に示しているといえる。

5 まとめ

本稿では、興望館の「さざんかの家」がグループホームとして位置付けられることを検証するとともに、「さざんかの家」の存在が体験者にとって、その後の生活史の中でどのような意味を持ち、かつ、その根拠となった「さざんかの家」の生活を体験者の主観的な実感を軸に考察を加えた。その結果、「さざんかの家」での生活体験がその後の人生の中で果たした役割は、他者からの肯定的評価と自己の生活形成の土台作りであった。それを保障したものは、前者においては“生活の質”の高さが与えた影響が大きい。この点については時代的背景の中で当時の生活レベルの問題を考慮しなければならないが、最高の生活レベルを目指した点では現在の養護施設にも求められるものであろう。また、後者においては、体験者自身が実感できた「普通の家庭のような生活」、同一化対象としての職員の存在、疑似家族集団の緊密な人間関係のダイナミクスを通して、単なる生活訓練を越えた、家庭イメージの提供が大きく影響している。さらに、担当職員と児童の間に「さざんか

の家」の生活に対して一致した認識が持たれていることもわかった。このことは、処遇方針が一方的なものではなく、援助する側とされる側の相互が作り上げた生活像に対する共通理解が必要であることも読み取れる。

今後の課題として、「さざんかの家」の他の体験者や他のグループホーム実践を同様の視点で調査することにより、グループホーム実践をより重層的に分析し、グループホーム形態における養護の普遍的機能を抽出する作業が必要である。また、家庭的養護が“生活の持つ癒しの力を施設内で実現するもの”であるとするならば、人的にも物質的にも、家庭環境の持つ役割と機能を土台とした家庭的養護の枠組み、実際の生活像、生活の質、人間関係のダイナミクス、地域社会との関係等の構成要素を明らかにし、養護施設職員に求められる専門性へとつなげていかなければならないと考えている。

引用文献・参考文献

- 1) 全国社会福祉協議会、養護施設協議会『平成三年度 全国養護施設一覧』1992
- 2) 浅井春夫『児童養護の新たな展開 ―明日をひらく養護実践をめざして―』あいわ出版 1973, p192
- 3) 松島正義「解説」『社会事業史研究』第1号 1973, p192
- 4) 武田陽一「グループホームの分析」『グループホーム研究Ⅰ』グループホーム研究会 1981
- 5) 堀川愛生園編「処遇サービスの向上を求めて ―グループホームへの試みⅡ―」『グループホーム研究Ⅵ』小舎制養育研究会1994
- 6) 浅井春夫「日本におけるグループホームの史的展開」『養育研究』第2号 小舎制養育研究会 1984
- 7) 飯田進編「社会的養護の今後の在り方に関する研究 ―海外グループホーム比較―」資生堂社会福祉事業財団委託学術研究 1986
- 8) 郷瀬順子「同仁学院 グループホーム実践報告」『児童福祉研究紀要』2号 埼玉県養護問題研究会 1993

- 9) 横堀哲夫「施設からグループホームへ ―「横堀ホーム」の10年―」『社会福祉研究』 第57号
鉄道弘済会 1991
- 10) 長谷川真人「養護施設退所児童の就業と生活に関する一考察 ―1971名古屋市若松寮退所児童の分析」日本社会福祉学会発表資料 1991
仙台キリスト教育児院調査
- 11) ケン・ブラマー著, 原田勝弘他監訳『生活記録の社会学 方法としての生活史研究案内』光生館
1991 p161

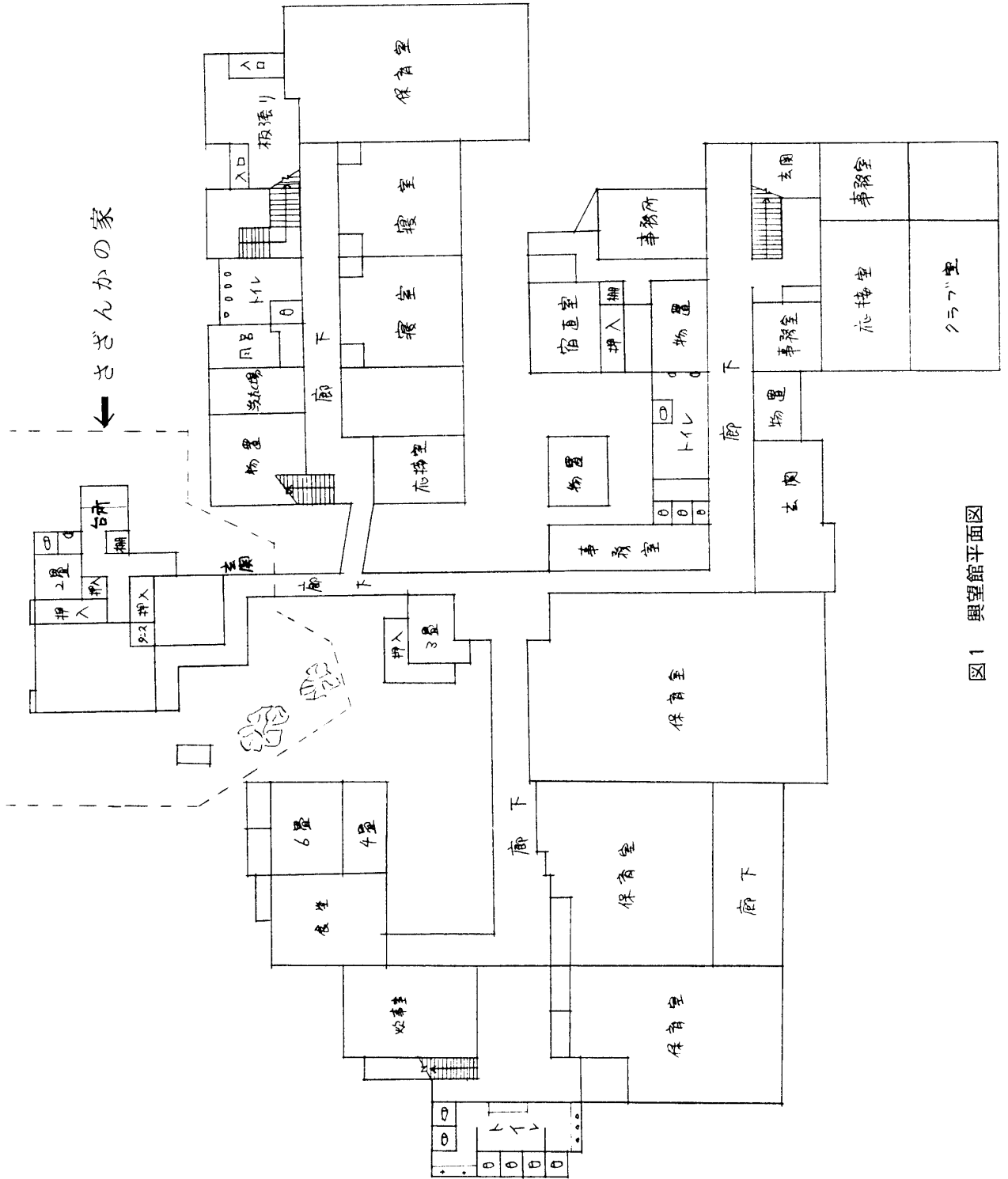


図1 興望館平面図